

学業を中断している皆さんへ

学業の再開について

今年度受講登録をしていない生徒（休眠生）で、来年度から学業を再開する方は、「学業再開願」を提出したうえで、受講指導を受ける必要があります。これらの手続きをとらないと、来年度も学業中断の状態が続きます。

1月上旬に学校から学業再開の案内文書（「学業再開願」を含む）が送付されますので、学業再開を希望する方は、期限に遅れないように「学業再開願」を提出してください。

なお、10年連続で休眠し、11年目に学業を再開しないと本校を 除籍 になります。

※除籍…所属していた学校の生徒ではなくなること。

※除籍となる年数が変わりましたので注意してください。これまでは、平成24年度以前の入学生は8年連続休眠で、平成25年度以降の入学生は4年連続休眠で除籍となっていました。

「学業再開願」の提出締切は **令和2年2月3日(月)※必着** です。

〔連絡先〕 福島県立郡山萌世高等学校 通信制の課程 教務係

963-8002 福島県郡山市駅前二丁目11番1号
TEL 024-932-1767 (代表)
024-925-6432 (通信制直通)